

おおいたホームタウン推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、おおいたホームタウン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ホームタウンスポーツ（本市を本拠地とし、国内トップクラスのリーグに属するスポーツチームが、地域住民と協働で地域への愛着や誇り、一体感を育むことなど、まちづくりに寄与するスポーツ活動）を地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホームタウンスポーツを活かしたまちづくり事業に関する提案、実施に向けた関係機関の調整
- (2) ファン拡大等スポーツチーム支援事業に関する提案、実施に向けた関係機関の調整
- (3) スポーツチームが行う地域交流活動等に対する支援及び協力
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は趣旨に賛同する団体等により組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、大分市長の職にあるものをもってあてる。
 - 3 副会長及び事務局長は、会員の中から会長が指名する。
 - 4 監事は、会員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- 4 事務局長は、協議会の議案の作成及び庶務を担当する。
- 5 監事は、協議会の事務執行について監査を行う。
- 6 役員は、相互に兼ねることができない。
- 7 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8 役員に異動、退職等があった場合は、後任者をもってあてる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、協議会の事業に関し、指導及び助言を行う。

(総会)

第8条 総会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規則の改正、役員を選出その他必要な事項を審議する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(企画運営会議)

第9条 事業を効率的に推進するため、協議会に企画運営会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、協議会の運営及び提案付議する事項について事前に協議する。
- 3 会議は、事業実施に向けた協議及び調整を行う。
- 4 会議は、その他、協議会の目的達成のために必要な事業の運営に関するを行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は大分市役所内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業費)

第11条 協議会の事業費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会に諮って決定しなければならない。

(事業報告及び決算)

第14条 協議会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年7月28日から施行する。